

評価倍率表（ゴルフ場用地等用）

1 市街化区域及びそれに近接する地域にあるゴルフ場用地等の倍率

次表に掲げる倍率は、財産評価基本通達 83（ゴルフ場の用に供されている土地の評価）の(1)の定めにより、「そのゴルフ場用地が宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの価額」を算出する場合に使用するものです（同 83-2（遊園地等の用に供されている土地の評価）のただし書で準用する場合の遊園地等用地を評価する場合も含みます。）。

次表に掲げるゴルフ場用地等の価額は、次の算式で計算した価額により評価します。

$$\left(\begin{array}{l} \text{そのゴルフ場用地等の} \\ \text{1平方メートル当たり} \\ \text{の固定資産税評価額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{次表に} \\ \text{掲げる} \\ \text{倍率} \end{array} \right) \times \text{地積} \times \frac{60}{100} - \left(\begin{array}{l} \text{ゴルフ場用地等を} \\ \text{宅地に造成する場} \\ \text{合の造成費相当額} \end{array} \right) \times \text{地積}$$

- (注) 1 ゴルフ場用地等を宅地に造成する場合の造成費相当額は、市街地農地等の評価に係る宅地造成費を適用します。
- 2 次の①及び②以外のゴルフ場用地（いわゆるミニゴルフ場用地）を評価する場合には、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。
- ① 地積が10万平方メートル以上でホール数が18以上あり、かつ、ホールの平均距離が100メートル以上のもの
- ② ホール数が9～17でホールの平均距離が150メートル以上のもの
また、地積が10万平方メートルに満たない遊園地等用地を評価する場合についても、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

音 順	ゴ ル フ 場 用 地 等 の 名 称	固定資産税評価額 に乗ずる倍率
	該当なし	倍

(注) 路線価地域にあるゴルフ場用地等については、路線価により評価します。

2 上記1以外の地域にあるゴルフ場用地等の倍率

次表に掲げる倍率は、財産評価基本通達 83 の(2)の定めによりゴルフ場用地を評価する場合に使用するものです（同 83-2 のただし書で準用する場合の遊園地等用地を含みます。）。

次表に掲げる地域にあるゴルフ場用地等の価額は、次の算式で計算した価額により評価します。

$$\text{そのゴルフ場用地等の固定資産税評価額} \times \text{次表に掲げる倍率}$$

令和2年分 (茨城県)

(注) 次の①及び②以外のゴルフ場用地（いわゆるミニゴルフ場用地）を評価する場合には、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

① 地積が10万平方メートル以上でホール数が18以上あり、かつ、ホールの平均距離が100メートル以上のもの

② ホール数が9～17でホールの平均距離が150メートル以上のもの

また、地積が10万平方メートルに満たない遊園地等用地を評価する場合についても、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

音順	適用地域等			固定資産税評価額に乗ずる倍率
あ	阿見町	ゴルフ場用地		2.2
い	石岡市	ゴルフ場用地	1 サミットゴルフクラブ	1.6
			2 JGMやさと石岡ゴルフクラブ	2.4
			3 上記以外	1.7
	潮来市	ゴルフ場用地	1 ジェイゴルフ霞ヶ浦	1.9
			2 上記以外	1.6
	稲敷市	ゴルフ場用地	1 江戸崎カントリー倶楽部	2.2
			2 霞台カントリークラブ、霞南ゴルフ倶楽部	1.9
			3 国際桜ゴルフ倶楽部	2.1
			4 ザ・インペリアルカントリークラブ	2.3
			5 土浦カントリー倶楽部	2.0
6 上記以外			2.4	
茨城町	ゴルフ場用地		2.2	
う	牛久市	ゴルフ場用地		5.9
お	大洗町	ゴルフ場用地	1 大洗ゴルフ倶楽部	2.0
			2 上記以外	2.7
	小美玉市	ゴルフ場用地	1 石岡ゴルフ倶楽部	3.9
			2 上記以外	3.5
か	笠間市	ゴルフ場用地	1 石岡ゴルフ倶楽部ウエストコース	2.8
			2 カントリークラブ・ザ・レイクス	3.0
			3 桜の宮ゴルフ倶楽部、スターツ笠間ゴルフ倶楽部	4.3
			4 富士カントリー笠間倶楽部	3.4

令和2年分
(茨城県)

音順	適用地域等			固定資産税評価額に乗ずる率 倍
か	笠間市	ゴルフ場用地	5 扶桑カントリー倶楽部	3.9
			6 上記以外	3.3
	鹿嶋市	ゴルフ場用地		1.6
	かすみがうら市	ゴルフ場用地	1 かすみがうらゴルフクラブ	2.4
			2 セゴビアゴルフクラブ イン チヨダ	2.5
			3 上記以外	2.2
	神栖市	ゴルフ場用地		1.2
河内町	ゴルフ場用地		1.8	
き	北茨城市	ゴルフ場用地		2.0
さ	境町	ゴルフ場用地		1.3
	桜川市	ゴルフ場用地	1 アジア下館カントリー倶楽部	2.3
			2 岩瀬桜川カントリークラブ、筑波学園ゴルフ倶楽部	3.1
			3 上記以外	2.7
し	下妻市	遊園地等用地		1.0
	常総市	ゴルフ場用地	1 水海道ゴルフクラブ	2.7
			2 上記以外	1.9
	城里町	ゴルフ場用地	1 笠間桜カントリー倶楽部	3.9
			2 桂ヶ丘カントリークラブ、城里ゴルフ倶楽部、水戸レイクスカントリークラブ	2.5
			3 サザンヤードカントリークラブ	3.6
			4 上記以外	3.2
た	大子町	ゴルフ場用地		2.6
	高萩市	ゴルフ場用地		3.0
ち	筑西市	ゴルフ場用地	1 スプリングフィールズゴルフクラブ	3.0
			2 上記以外	4.2
つ	つくば市	ゴルフ場用地	1 霞ヶ浦国際ゴルフコース	3.4
			2 筑波東急ゴルフクラブ	3.2
			3 つくばねカントリークラブ	2.2

令和2年分
(茨城県)

音順	適用地域等			固定資産税評価額に乗ずる率 倍	
つ	つくば市	ゴルフ場用地	4 豊里ゴルフクラブ	3.0	
			5 南筑波ゴルフ場	5.2	
			6 上記以外	2.5	
	つくばみらい市	ゴルフ場用地	1 常陽カントリー倶楽部	2.6	
			2 取手国際ゴルフ倶楽部	3.1	
			3 上記以外	2.7	
	土浦市	ゴルフ場用地		2.7	
	と	取手市	ゴルフ場用地	1 取手桜が丘ゴルフクラブ	3.8
				2 上記以外	2.4
な	行方市	ゴルフ場用地	1 セントラルゴルフクラブ麻生コース	1.9	
			2 セントラルゴルフクラブNEWコース	1.4	
			3 上記以外	1.7	
は	坂東市	ゴルフ場用地	1 大利根カントリークラブ	1.5	
			2 上記以外	1.7	
ひ	日立市	ゴルフ場用地	1 日立ゴルフクラブ	2.9	
			2 上記以外	2.2	
		遊園地等用地		6.3	
	常陸太田市	ゴルフ場用地	1 茨城ロイヤルカントリー倶楽部	2.7	
			2 金砂郷カントリークラブ	2.2	
			3 新・西山荘カントリー倶楽部	2.6	
			4 スパ&ゴルフリゾート久慈	4.4	
			5 上記以外	2.9	
	常陸大宮市	ゴルフ場用地	1 アザレア健楽園	3.9	
			2 ゴルフ5カントリーサニーフィールド	2.5	
			3 静ヒルズカントリークラブ	2.2	
			4 那珂カントリー倶楽部	2.1	
			5 ボボスカントリークラブ久慈川コース	1.5	
			6 水戸グリーンカントリークラブ	2.6	

令和2年分
(茨城県)

音 順	適 用 地 域 等			固定資産税評 価額に乗ずる 倍 率 倍
ひ	常陸大宮市	ゴルフ場用地	7 ロックヒルゴルフクラブ	2.4
			8 上記以外	2.3
	ひたちなか市	ゴルフ場用地		2.2
ほ	鉾田市	ゴルフ場用地	1 ダイヤグリーン倶楽部	1.7
			2 白帆カントリークラブ	1.6
			3 上記以外	1.3
み	水戸市	ゴルフ場用地	1 水戸・ゴルフ・クラブ	4.6
			2 上記以外	4.0
	美浦村	ゴルフ場用地	1 おかだいらゴルフリンクス	2.1
			2 上記以外	2.0
り	龍ヶ崎市	ゴルフ場用地	1 ザ・ゴルフクラブ龍ヶ崎	3.7
			2 上記以外	3.6